

定期監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年2月9日

宇和島地区広域事務組合

監査委員 上 甲 康 夫

監査委員 山 下 正 敏

監査委員 我 妻 正 三

定期監査結果報告

1. 監査の対象

- (1) きほく優愛の里
- (2) 環境センター
- (3) 光来園

2. 監査の対象期間

平成2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 監査の実施期間

- (1) きほく優愛の里 : 令和3年10月4日から令和3年11月12日まで
- (2) 環境センター : 令和3年12月1日から令和4年1月21日まで
- (3) 光来園 : 令和3年12月1日から令和4年1月21日まで

4. 監査を行った委員

上 甲 康 夫
山 下 正 敏
我 妻 正 三

5. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正、効率的かつ合理的に執行されているかなどに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い、内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職員より事情を聴取して実施した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係書類を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。

その概要は次のとおりであるが、今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

(1) きほく優愛の里

納入通知書を発行する際に、納入期限が定められていなかった。宇和島地区広域事務組合財務規則で準用する宇和島市会計規則第16条で、「納入通知書に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、発行の日から20日以内としなければならない。」と定められている。

また、契約事務において、1者随契理由書に記載された内容が不適切であるものが見られた。契約事務においては、地方自治法はもちろんのこと、宇和島地区広域事務組合契約規則で準用する宇和島市契約規則や管理課からの通知などを遵守した適正な事務処理を行なわれたい。

(2) 環境センター

納入通知書を発行する際には、宇和島地区広域事務組合財務規則で準用する宇和島市会計規則第16条で、「納入通知書に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、発行の日から20日以内としなければならない。」と定められている。しかしながら、20日を超える納付期限としている事例が見られた。今後は、同規則を遵守した適正な事務処理を行なわれたい。

(3) 光来園

令和2年9月23日付けで、会計管理者から「原則として利用料を現金徴収しないこと。」と通知があった後も現金で徴収していた。通知の趣旨を踏まえて、適切な事務処理を行なわれたい。

また、契約事務において、契約書に組合長の割印が欠落していたり、仕様書が入札通知と契約書で異なっているものが見られた。契約事務においては、地方自治法はもちろんのこと、宇和島地区広域事務組合契約規則で準用する宇和島市契約規則や管理課からの通知などを遵守した適正な事務処理を行なわれたい。